

川口市議会議員一般選挙公営額 候補者別一覧

届出番号	候補者氏名	党派	ハイヤー	自動車	燃料	運転手	ポスター	計	
1	加藤 幸恵	日本共産党				¥70,000	¥480,800	¥550,800	
2	関 裕通	自由民主党		¥68,250	¥21,075		¥940,700	¥1,030,025	
3	板橋 智之	自由民主党		¥55,125	¥15,929	¥70,000	¥654,400	¥795,454	
4	米竹 明	無所属					¥640,000	¥640,000	
5	唐沢 義達	民主党			¥12,145	¥70,000	¥141,120	¥223,265	
6	榊原 秀忠	自由民主党		¥80,850	¥26,892	¥70,000	¥285,600	¥463,342	
7	小林 宏	民主党		¥93,345	¥19,276	¥70,000	¥576,000	¥758,621	
8	千葉 良雄	無所属		¥93,730	¥21,546	¥70,000	¥630,000	¥815,276	
9	矢野 由紀子	日本共産党		¥70,000		¥70,000	¥480,800	¥620,800	
10	関口 京子	公明党		¥66,150			¥603,000	¥669,150	
11	前田 亜希	無所属		¥93,730	¥20,357	¥70,000	¥735,000	¥919,087	
12	芦田 芳枝	公明党		¥27,195			¥603,000	¥630,195	
13	碓 康雄	民主党		¥93,345	¥19,544	¥70,000	¥576,000	¥758,889	
14	江袋 正敬	公明党		¥62,475			¥603,000	¥665,475	
15	木岡 崇	無所属		¥45,360		¥70,000	¥607,087	¥722,447	
16	富沢 太志	無所属		¥55,125		¥70,000	¥638,400	¥763,525	
17	柳田 力	自由民主党					¥638,400	¥638,400	
18	近藤 智明	みんなの党		¥93,730		¥70,000	¥983,236	¥1,146,966	
19	谷川 恵子	民主党		¥93,730	¥15,010	¥70,000	¥808,500	¥987,240	
20	今井 初枝	日本共産党		¥70,000		¥70,000	¥480,800	¥620,800	
21	前原 博孝	無所属						¥0	
22	若谷 正巳	自由民主党		¥93,730	¥14,260	¥70,000	¥735,000	¥912,990	
23	大関 修克	公明党		¥80,850			¥603,000	¥683,850	
24	梅沢 博史	日本労働党		¥93,730	¥18,941	¥70,000	¥889,480	¥1,072,151	
25	板橋 博美	日本共産党					¥480,800	¥480,800	
26	杉本 佳代	自由民主党		¥93,730	¥17,300	¥70,000	¥654,400	¥835,430	
27	幡野 茂	公明党		¥29,400			¥603,000	¥632,400	
28	田口 順子	自由民主党		¥80,850	¥22,076	¥70,000	¥648,000	¥820,926	
29	立石 泰広	自由民主党		¥80,850	¥14,465	¥70,000	¥735,000	¥900,315	
30	光田 直之	民主党		¥93,730	¥24,143	¥70,000	¥554,400	¥742,273	
31	桜井 由美子	日本共産党		¥29,400		¥70,000	¥480,800	¥580,200	
32	伊藤 淳一	自由民主党		¥93,730	¥17,498	¥70,000	¥672,000	¥853,228	
33	矢作 太郎	民主党		¥93,345	¥19,204	¥70,000	¥576,000	¥758,549	
34	永瀬 秀樹	自由民主党		¥84,525	¥19,188	¥70,000	¥735,000	¥908,713	
35	石橋 俊伸	公明党		¥93,345			¥603,000	¥696,345	
36	吉田 英司	自由民主党		¥93,730	¥22,033		¥983,236	¥1,098,999	
37	金子 信男	日本共産党					¥480,800	¥480,800	
38	篠田 文男	自由民主党		¥66,150	¥17,599	¥70,000	¥825,000	¥978,749	
39	川上 智世江	社会民主党		¥93,730	¥27,693	¥70,000	¥564,000	¥755,423	
40	宇田川 好秀	自由民主党		¥93,730	¥18,096	¥70,000	¥294,000	¥475,826	
41	福田 洋子	公明党		¥27,195			¥603,000	¥630,195	
42	岩沢 勝徳	自由民主党		¥93,730	¥18,150	¥70,000	¥556,800	¥738,680	
43	高橋 英明	自由民主党			¥21,004	¥70,000	¥687,120	¥778,124	
44	松本 英彦	自由民主党		¥93,730	¥11,097	¥70,000	¥692,750	¥867,577	
45	稲川 和成	自由民主党		¥93,730		¥70,000	¥978,000	¥1,141,730	
46	松本 進	公明党		¥80,850			¥603,000	¥683,850	
47	芝崎 正太	公明党		¥62,475			¥603,000	¥665,475	
48	最上 則彦	無所属		¥93,730	¥26,835	¥70,000	¥576,000	¥766,565	
49	行方 正太郎	無所属		非該当	非該当	非該当	非該当	¥0	
				0	¥3,096,135	¥501,356	¥2,240,000	¥29,522,429	¥35,359,920

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 加藤 幸恵 (以下「甲」という。)と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円(1枚につき単価 400 円)とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市中青木3丁目9番1号

青木ハイツ317号

加藤 幸恵

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号

あかつき印刷株式会社

代表取締役 佐野 一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **加藤 幸恵**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野 一
作成枚数	1202 枚
作成金額	480,800 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 関 裕通 (以下「甲」という。) と 有限会社 キシベ印刷所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

数量 1,150 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 7 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、940,700 円 (1枚につき単価 818 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 22 日

甲 川口市東領家2丁目22番1号

関 裕通

乙

〒332-0017 埼玉県川口市栄町2-5-4

有限会社 キシベ印刷所

代表取締役 岸部 一貴

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4 月 17 日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

関 裕 通

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〒332-0017 埼玉県川口市栄町2-5-4 有限会社 キシベ印刷所 代表取締役 岸部 一貴
作 成 枚 数	1,150 枚
作 成 金 額	940,700 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 板橋 智え (以下「甲」という。) と 有限会社 山北印刷所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月6日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、654,400円(1枚につき単価 818円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月 19日

甲 川口市大字東本郷3-1030番地

板橋 智え

乙

川口市川口1丁目4番7号
有限会社 山北印刷所
代表取締役 山北 厚

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 板橋 智之

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市川口1丁目4番7号 有限会社 山北印刷所 代表取締役 山北 厚
作成枚数	800 枚
作成金額	654,400 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 米ヶ竹 明 (以下「甲」という。)と
山北印刷所 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 7 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、640,000 円 (1枚につき単価 800 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。
なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 7 日

甲 川口市本町3丁目2番7-120号

米ヶ竹 明

乙

川口市川口1丁目4番11号
山北印刷所
代表取締役 山北

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

米丁 町

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社 山北印刷所 代表取締役 山北 厚 川口市川口1丁目4番7号
作 成 枚 数	800 枚
作 成 金 額	640,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 唐沢義達 (以下「甲」という。) と
有限会社 三巧印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 1200 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月9日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、141,120円(1枚につき単価 117.6円)とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年 4月 2日

甲 埼玉県川口市飯塚2丁目3番3-1307号
コンフォール川口飯塚

唐沢義達

乙 東京都足立区千住栞木2-10-7

有限会社 三巧印刷

代表取締役 工一満三郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 唐沢義達

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都足立区千住桜木2-11071 有限会社 三巧印 TEL 03 - 3870 - 0000 FAX 03 - 3870 - 2316
作成枚数	1,200 枚
作成金額	141,120 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 榑原秀忠 (以下「甲」という。)と

出光事務機 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 12 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、285,600 円(1枚につき単価 357 円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 1 日

甲 川口市北原台1丁目27番16号

榑原 秀忠

乙 埼玉県鳩ヶ谷市坂下町2丁目6番13号

出光事務機

代表者 山田富美

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 榊原 秀忠

記

埼玉県鳩ヶ谷市坂下町2丁目6番13号

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	出光事務機 代表者 山田富美江
作成枚数	800 枚
作成金額	285,600 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 小林 宏 (以下「甲」という。)と
関東図書 株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 720 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月16日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、576,000円(1枚につき単価 800円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を選
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 1日

甲 川口市金山町17-15
トーピア川口302

小林 宏

乙 埼玉県さいたま市南区別所 3-1-10

関東図書 株式会社

代表取締役 岩 渕

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月25日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 小林 宏

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区別所 3-1-10 関東図書 株式会社 代表取締役 岩 淵 均
作成枚数	720 枚
作成金額	576,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 千葉良雄 (以下「甲」という。) と
ドキュメントラボ川口 田邊文夫 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 15 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、630,000 円 (1枚につき単価 630 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 20 日

甲 川口市東領家1丁目14番23号

千葉良雄

乙 川口市幸町3丁目10-2東橋ビル51A

ドキュメントラボ川口

田邊文夫

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

千葉 良雄

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	ドキュメントラボ川口 田邊文夫 川口市幸町3丁目10-2 東商ビル5 1A
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	630,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 矢野由紀子 (以下「甲」という。)と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 / 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円 (1枚につき単価 400 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市飯塚2-5-22
ローレルコート川口209

矢野由紀子

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号
あかつき印刷株式会社
代表取締役 佐野一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **矢野 由紀子**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野 一
作成枚数	1202 枚
作成金額	480,800 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 関口京子 (以下「甲」という。) と
富士印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000 円 (1枚につき単価 6.70 円) とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年 4月 4日

甲

関口京子
川口市戸場境町18

乙

富士印刷
 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1
 電話・FAX 048 267-0238
川端宏之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4 月 7 日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

関口京子

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士印刷 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 <small>川口初文</small>
作 成 枚 数	900 枚
作 成 金 額	603,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 前田 亜希 (以下「甲」という。)と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月6日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、735,000 円(1枚につき単価 735 円)とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年3月25日

甲

埼玉県川口市大字西立野1111番地3

前田 亜希

乙

埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮山 恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 前田 正 希

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工業印刷株式会社 代表取締役 小宮山 恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	735,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

5字削除

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 あした 芽枝 (以下「甲」という。) と
富士印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、600,000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 10日

甲 あした 芽枝
川口市大字新原1-1-1番地

あした 芽枝

乙 富士印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大字伊別1-142-1
電話・FAX 048-267-0238

川端 宏之

ポスター作成証明書


次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月24日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **あした芽枝**

記

 **富士印刷**

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川端宏之
作成枚数	900 枚
作成金額	600,000円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 碓 康雄 (以下「甲」という。)と
関東図書株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 720 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月16日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、576,000円(1枚につき単価 800円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。
なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。


(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。



この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 1日

甲 川口市 芝2丁目8番2号

碓 康雄 

乙 埼玉県さいたま市南区別荘3丁目4番

関東図書株式会社 
代表取締役 岩渕 功 

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **碓 康雄**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区别所3丁目1番10号 関東図書株式会社 代表取締役 岩 渕 均 電話 048(862)2901(代)
作 成 枚 数	720 枚
作 成 金 額	576,000 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

1字加入 2字削除

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 江塚正敬 (以下「甲」という。)と
富士印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23年 4月 10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 17日

甲 川口市幸町2丁目2番24-303号 Fビル1112

江塚正敬

乙

富士印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大字伊州1-42-1
電話・FAX 048-267-0238

川端宏之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **江袋正敬**

記

富士印刷

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川端宏之
作成枚数	900 枚
作成金額	603000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 木岡 崇 (以下「甲」という。)と
有限会社 フォントニダ (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 871 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 8 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、607,087 円 (1枚につき単価 697 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 23 日

甲 川口市東川口2丁目3番6号

グローバルビルディング504

木岡 崇

乙 郡山市桑野回丁目4番41号

有限会社 フォントニダ

代表取締役 西田利夫

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **木岡 崇**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(有)プリントニシダ 代表取締役 西田利夫 郡山市梨野四丁目4番41号
作 成 枚 数	871 枚
作 成 金 額	607,087 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 富沢太志 (以下「甲」という。)と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月8日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、638,400円(1枚につき単価 798円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 1 日

甲 埼玉県川口市前上町
29番30号

富沢太志

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮山恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月25日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

富沢太志

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市前 ^川 3丁目25番3号 巧和工業印刷株式会社 代表取締役 小宮山恭一郎
作成枚数	800 枚
作成金額	638,400 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書(次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 柳田 力 (以下「甲」という。) と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月6日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、638,400 円 (1枚につき単価 798 円) とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年 4 月 6 日

甲 川口市大字芝6906番地の36

柳田 力

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮山 恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **柳田力**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工芸印刷株式会社 代表取締役 小宮山恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作成枚数	800 枚
作成金額	638,400 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 近藤 智明 (以下「甲」という。)と
有限会社 ライムフィルム (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年3月20日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、983,236円(1枚につき単価 818円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月 8日

甲 川口市芝塚原25丁目番24-302号

近藤 智明

乙 川口市南区鹿手袋3丁目番40

有限会社 ライムフィルム

取締役 森岡 一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 近藤 昭明

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社ライムフィルム 取締役 森岡 一郎 さいたま市南区南芝 3-20-10
作 成 枚 数	1,402 枚
作 成 金 額	983,236 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 谷川 恵子 (以下「甲」という。) と 大澤広告事務所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年3月31日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、808,500 円 (1枚につき単価 808 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。 50円

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 16 日

甲 川口市戸塚2丁目5番11号

谷川 恵子

乙

大澤広告事務所

大澤 武彦

埼玉県さいたま市中央区本町西3-11-12

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 谷川 恵子

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	大澤 広告事務所 大澤 武彦 埼玉県さいたま市中央区本町西3-11-12
作成枚数	1,000 枚
作成金額	808,500 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 今井 初枝 (以下「甲」という。) と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円 (1枚につき単価 400 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市大字東内野18番地9

今井 初枝

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号

あかつき印刷株式会社

代表取締役 佐野 一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 今井 初枝

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野 一
作成枚数	1202 枚
作成金額	480,800 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書(次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 若谷正巳 (以下「甲」という。)と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月6日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、735,000円(1枚につき単価 735円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 1日

甲 川口市柳崎1丁目10番6号

若谷正巳

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮山恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **若谷正巳**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工芸印刷株式会社 代表取締役 小宮山恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	735,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 大関 修克 (以下「甲」という。)と
富士印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 4日

甲 埼玉県川口市安行領根岸

945番地の12

大関 修克

乙 富士印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1

電話・FAX 048-4267-20238

川端 宏之

ポスター作成証明書

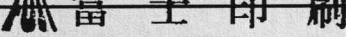
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 大関 修克

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川端 宏之
作成枚数	900 枚
作成金額	603,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	6.01箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 梅澤博史 (以下「甲」という。) と
株式会社原宿企画 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年3月30日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、889,480円(1枚につき単価 740円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。
なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月 20日

甲 埼玉県川口市芝富土一丁目2番6号
3ドバンスワン201号
梅澤博史

乙 東京都杉並区阿佐谷南2-21-15

株式会社原宿企画

代表取締役 重田宏道

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月25日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

梅澤 博史

印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 原宿企画 代表取締役 重田宏道
作成枚数	1,202 枚
作成金額	889,480 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 板橋 博美 (以下「甲」という。)と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円(1枚につき単価 400 円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市戸塚境町19番1号

板橋 博美

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号
あかつき印刷株式会社
代表取締役 佐野 一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

板橋博美

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野一
作成枚数	1202 枚
作成金額	480,800 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940円 + 24円25銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 立石 泰広 (以下「甲」という。) と 巧和工業印刷株式会社 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買

い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 17 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、735,000 円 (1枚につき単価 735 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成23年 4 月 10 日

甲 川口市西川口2丁目17番6-1304号

立石 泰広

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工業印刷株式会社
代表取締役 小宮山 恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 立石 泰広

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工芸印刷株式会社 代表取締役 小宮山 恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	735,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$488,940円 + 24円25銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) = \text{単価} \cdot 1円未満の端数は切上げ$$

ポスター掲示場数

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 光田 直之 (以下「甲」という。)と
有限会社 早船印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、554,400円(1枚につき単価 693円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 1日

甲 埼玉県川口市前上町27番21-112

エスモ川口 グランステージ

光田直之

乙

埼玉県川口市大字道合437番地
有限会社 早船印刷

代表取締役 早船泰治

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月21日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **光田直之**

記

埼玉県川口市大字道合437番地

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社 早船印刷 代表取締役 早船泰治
作 成 枚 数	800 枚
作 成 金 額	554,400 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 桜井由美子 (以下「甲」という。)と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円 (1枚につき単価 400 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市大字木曾呂477番地16

桜井由美子

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号
あかつき印刷株式会社
代表取締役 佐野一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **桜井 由美子**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野 一
作 成 枚 数	1202 枚
作 成 金 額	480,800 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 杉本佳代 (以下「甲」という。) と
(有)山北印刷社 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 3 月 31 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、654,400 円 (1枚につき単価 818 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づき契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 17 日

甲 川口市赤山1191番地の5

杉本佳代

乙

川口市川口1丁目
有限会社 山北印刷
代表取締役 山北

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 杉本 健一

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市川口1丁目4番7号 有限会社 山北印刷所 代表取締役 山北 厚
作 成 枚 数	800 枚
作 成 金 額	654400 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 幡野 茂 (以下「甲」という。) と 富士印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 10 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000 円 (1枚につき単価 670 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。
なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 4 日

甲 幡野 茂
川口市大字峯124番地の6
幡野 茂

乙 富士印刷
 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1-42-1
 電話・FAX 048-261750238
川端 宏之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

幡野 茂

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士印刷 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川島 宏之
作 成 枚 数	900 枚
作 成 金 額	603,000 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙前候補者 田口 順子 (以下「甲」という。) と
濱田 義彦 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について 濱田 義彦 を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 200 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 3 月 31 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、648000 円 (1枚につき単価 810 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 20 日

甲 埼玉県 川口市並木1丁目7番14号

田口 順子

乙 川口市宮西4番55号

有限会社 浜田印刷

代表取締役 濱田 義彦

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙
候補者 田 口 順 光

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市宮町1番25号 有限会社 浜田印刷 代表取締役 濱田 義彦
作 成 枚 数	800 枚
作 成 金 額	648000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 1202枚

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚 1202枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額 987236円



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 伊藤 淳一 (以下「甲」という。)と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 7 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、672,000 円 (1枚につき単価 672 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 17 日

甲 川口市上青木西4丁目12番11号

伊藤 淳一

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮山 恭一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 25日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 伊藤 淳一

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工芸印刷株式会社 代表取締役 小宮山 恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	672,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 矢作太郎 (以下「甲」という。)と
関東図書株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 720 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 16 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、576,000 円 (1枚につき単価 800 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 1 日

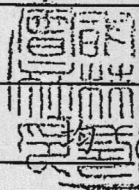
甲 埼玉県川口市安行領根岸 1171-1

矢作太郎

乙 埼玉県さいたま市南区別所 3-1-10

関東図書株式会社

代表取締役 岩 洵



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 矢作太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区别所 3-1-10 関東図書株式会社 代表取締役 岩渕 均
作成枚数	720 枚
作成金額	576,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 永瀬 香樹 (以下「甲」という。)と
巧和工芸印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,000 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 4 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、735,000 円 (1枚につき単価 735 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 1 日

甲 _____

川口市本町1丁目6番10号

永瀬 香樹

乙 埼玉県川口市前川3丁目25番3号

巧和工芸印刷株式会社

代表取締役 小宮 浩一郎

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 永瀬 秀樹 ④

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	巧和工芸印刷株式会社 代表取締役 小宮山 恭一郎 埼玉県川口市前川3丁目25番3号
作 成 枚 数	1,000 枚
作 成 金 額	735,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 石橋としのぶ (以下「甲」という。)と
富士印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成28年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 4日

甲 埼玉県川口市川口2-17-48-310

グリーンビュー第3川口

石橋 俊 伸

乙 富士印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大宮伊刈1142-1
電話・FAX 048-26740238

川端 宏 之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

石橋俊伸

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士印刷 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川崎 宏之
作 成 枚 数	900 枚
作 成 金 額	603,000 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

収入

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 吉田英司 (以下「甲」という。) と
~~(有)井上企画デザイン~~ 代表取締役 井上和子 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 800枚 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 8 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、654,400 円 (1枚につき単価 818 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 30 日

甲 川口市朝日6丁目23番7号

マイレム 30号

吉田英司

乙 (有)井上企画デザイン

代表取締役 井上和子

〒157-0066 東京都世田谷区成城2-40-7

TEL 03-3416-3440 FAX 03-5494-5450

収入

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 吉田英司 (以下「甲」という。)と
(有)井上企画デザイン 代表取締役 井上和子 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 402 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 21 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、328,836 円 (1枚につき単価 818 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 20 日

甲 川口市朝日6丁目23番7号

サウスビル301号

吉田英司

乙

(有)井上企画デザイン

代表取締役 井上和子

〒157-0066 東京都世田谷区成城2-40-7

TOP成城学園705

TEL 03-3416-3440 FAX 03-5494-5450

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4 月 25 日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 吉田 菜司

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(有)井上企画デザイン 代表取締役 井上和子 東京都目黒区目黒 2-40-7 TOP 目黒区 205
作 成 枚 数	1202 枚
作 成 金 額	983,236 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940円 + 24円25銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 金子信男 (以下「甲」という。)と
あかつき印刷株式会社 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター

の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1202 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、480,800 円 (1枚につき単価 400 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市元郷1丁目26番8号

金子信男

乙

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号

あかつき印刷株式会社

代表取締役 佐野一

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

金子信男

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号 あかつき印刷株式会社 代表取締役 佐野一
作成枚数	1202 枚
作成金額	480,800 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601 箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940円 + 24円25銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 篠田文男 (以下「甲」という。)と
株 槇印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1,100 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成26年4月5日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、25,000円(1枚につき単価 250円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。


(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 10月 11日

甲 川口市西川口3丁目7番24号

篠田文男 

乙 _____

川口市芝樋ノ爪1丁目17番30号

株式会社 槇印刷

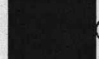
代表取締役 槇孝夫 

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 篠田文男  印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株) 榎印刷 代表取締役 榎孝夫 川口市芝樋爪1丁目1番10号
作成枚数	1,100 枚
作成金額	225,000.- 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

収入

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 川上 智世江 (以下「甲」という。)と
有限会社 合谷印刷所 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1200 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、564,000 円(1枚につき単価 470 円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
1.3条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 15 日

甲 川口市 大字 西新井 宿

900番地 α 2

川上 智世江

乙

有限会社 合谷印刷所

代表取締役 合谷 憲治


さいたま市見沼区春岡3-40-22

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 川上智世江  印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社合谷印刷所 代表取締役 合谷憲治 さいたま市見沼区春岡3-40-22
作成枚数	1,200 枚
作成金額	564,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 宇田川 好秀 (以下「甲」という。)と
新郷ビジネス有限公司 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 700 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23年 4月 8日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、294,000円(1枚につき単価 420円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。


なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。


(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月 8日

甲 川口市大字安行1117
宇田川 好秀 
_____ (印)

乙 埼玉県川口市東本郷2丁目21番9号
新郷ビジネス有限公司
代表取締役 戸塚八海 

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月23日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **宇田川 好秀**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県川口市東本郷2丁目21番9号 新郷ビジネス有限公司 代表取締役 戸塚 八郎
作成枚数	700 枚
作成金額	294,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 福田 洋子 (以下「甲」という。) と
富士印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 4日

甲 川口市前川町4丁目247番地1

福田 洋子

乙 富士印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈5142-1

電話・FAX 048-2671-0238

川 端 宏 之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **福田 洋子**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士印刷 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊州1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川瀬 宏之
作 成 枚 数	900 枚
作 成 金 額	600,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - (1) ポスター作成枚数
 - (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚
 - (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 岩沢勝徳 (以下「甲」という。) と
有限会社 桜木印刷所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
 の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
 い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
 数量 800 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 1 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
 用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、556,800 円 (1枚につき単価 696 円) とする。
 なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
 13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
 例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
 滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
 不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
 協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
 通を所持する。

平成23年 3 月 18 日

甲 川口市青木4丁目13番1号

岩沢勝徳

乙 埼玉県川口市青木2丁目20番23号
有限会社 桜木印刷所
 代表取締役 桜木秀憲

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

岩沢勝徳

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県川口市中青木2丁目20番23号 有限会社 桜木印刷所 代表取締役 桜木 秀憲
作 成 枚 数	800 枚
作 成 金 額	556,800 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 高橋 英明 (以下「甲」という。) と
有限会社 山北印刷所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター

の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 840 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月11日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、687,120 円 (1枚につき単価 818 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月 14日

甲 _____

川口市芝中田2丁目9番6号

高橋 英明

乙 _____

川口市川口1丁目 山北印刷

有限会社 山北印刷所

代表取締役 山北 厚

印刷

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4 月 17 日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **高橋英明**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市川口1丁目4番7号 有限 山北印刷所 会社 代表取締役 山北 厚
作 成 枚 数	840 枚
作 成 金 額	687,120 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 松本英彦 (以下「甲」という。) と
有限会社 山北印刷所 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 850 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月5日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、692,750円(1枚につき単価815円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3月8日

甲

川口市栄町2丁目12番27号

松本英彦

乙

川口市川口1丁目4番7号

有限会社 山北印刷所

代表取締役 山北 厚

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **松本英彦**

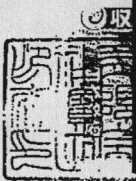
記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市川口1丁目4番7号 有限会社 山北印刷所 代表取締役 山北 厚
作成枚数	850 枚
作成金額	692,750 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
 - (1) ポスター作成枚数
 - (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚
 - (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 箱川和成 (以下「甲」という。) と 有限会社 森田印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 1200 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 3 月 31 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、978,000 円 (1枚につき単価 815 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 10 日

甲

川口市芝田町26番18号
箱川和成

乙

川口市宮西4番26号
有限会社 森田印刷
代表取締役 森田 誠

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年4月18日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

箱川 和成

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 丸印印刷 川口市宮西火通25-1
作 成 枚 数	1200 枚
作 成 金 額	978000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額
- 2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

収入

印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 松本 進 (以下「甲」という。)と
富士印刷 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 10 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000 円 (1枚につき単価 670 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 3 月 20 日

甲 川端 2-29-11

松本 進

乙 川口市伊川 1142-1

富士印刷

川端 宏之

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

松本 進

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	川口市伊川1142-1 富士印刷 川端 宏之
作 成 枚 数	900 枚
作 成 金 額	603,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

(1) ポスター作成枚数

(2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 芝崎 正太 (以下「甲」という。) と
富エ印刷 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 900 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成23年4月10日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、603,000円(1枚につき単価 670円)とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4月 4日

甲

川口市西青木1-8-20

芝崎 正太

乙

富エ印刷

〒333-0865 埼玉県川口市大平1-1142-1
電話・FAX 04-81-261-0238

川端 宏之

ポスター作成証明書


次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 17日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者 **芝崎 正太**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	 富士印刷 〒333-0865 埼玉県川口市大字伊刈1142-1 電話・FAX 048-267-0238 川端 弘之
作成枚数	900 枚
作成金額	603,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数×2枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940\text{円} + 24\text{円}25\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



選挙運動用ポスター作成契約書

川口市議会議員一般選挙候補者 最上 則彦 (以下「甲」という。) と
関東図書 株式会社 (以下「乙」という。) とは、選挙運動用ポスター
の作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買
い受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
数量 720 枚

(納入期限)

第2条 乙は、平成 23 年 4 月 16 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動
用ポスターを納入するものとする。

● (契約金額)

第3条 この契約の契約料は、576,000 円 (1枚につき単価 800 円) とする。
なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例第
13条に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条
例の規定に基づき川口市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川口市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し
不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙
協議して定めるものとする。

●

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

平成23年 4 月 1 日

甲 埼玉県川口市上青木2丁目6番28号

最上 則彦

乙 埼玉県さいたま市南区别府3-1-1

関東図書 株式会社

代表取締役 岩 渕



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成23年 4月 25日

平成23年4月24日執行川口市議会議員一般選挙

候補者

最上 則彦

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区别所 3-1-10 関東図書 株式会社 代表取締役 岩 渕 均
作 成 枚 数	720 枚
作 成 金 額	576,000 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	601箇所

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（次に掲げる事項が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- (1) ポスター作成枚数
- (2) ポスター作成金額

2 ポスター作成業者が川口市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川口市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 × 2 枚

- (2) 限度額

$$\frac{488,940円 + 24円25銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdot \cdot 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額